

平成 30 年 6 月 11 日現在

機関番号：32665
 研究種目：基盤研究(C) (一般)
 研究期間：2013～2017
 課題番号：25350786
 研究課題名(和文) 地域スポーツの推進計画立案における多元的主体の相互補完的ガバナンスに関する研究

研究課題名(英文) Study on mutual complementary governance by various organizations in planning promotion of regional sports

研究代表者
 水上 博司 (MIZUKAMI, Hiroshi)

日本大学・文理学部・教授

研究者番号：90242924

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、総合型地域スポーツクラブの育成支援の役割を果たしたNPO型中間支援組織(以下、支援NPO)がスポーツの公共圏を創出していたことを明らかにした。これまでの公共圏は、スポーツ行政の施策を受容するだけの「受容的公共圏」であった。しかしながら、本研究では、支援NPOの活動が能動的な市民たちによる「市民的公共圏」を創出していたことを明らかにした。支援NPOは、既存の制度や慣習から自由に意見表出できる個人を生み出した。こうした個人の集合的行為が公共圏であった。さらに公益財団法人日本体育協会と支援NPOという民間スポーツ組織の相補的關係性が「市民的公共圏」の重要な創出要件であることを読み解いた。

研究成果の概要(英文)： This study aimed to clarify that the support NPO related to the promotion of the community sports club was creating the public sphere of sports. The public sphere so far was a "receptive public sphere" that only accepts sports policies. However, this study revealed that the activities of NPOs were creating "citizen-type public sphere" by active citizens. Activities of support NPOs have created citizens who express freedom from existing systems and customs. Collective acts of such citizens were in the public sphere. Furthermore, the complementary relationship between the Japan Sports Association (JASA) and the supporting NPO is revealed to be an important creation requirement of the "civil public sphere".

研究分野：スポーツ社会学

キーワード：総合型地域スポーツクラブ 民間スポーツ組織 公共圏 NPO 新しい社会運動 ラディカル・デモクラシー アドボカシー ヘゲモニー

1. 研究開始当初の背景

(1) 平成 23 (2011) 6 月に公布された「スポーツ基本法」第 10 条では「地方スポーツ推進計画」を「その地方の実情に」即して定めることを謳った。こうした推進計画の指針は、翌平成 24 (2012) 年 3 月に策定された「スポーツ基本計画」に示されている。研究開始当初は、平成 25 (2013) 年度以降、全国の都道府県や市区町村で、この指針にもとづいた「地方スポーツ推進計画」の策定が想定されていた。そこには市民が積極的に推進計画等の政策立案に参画できような規制緩和的な条例改正が相次いでいた。たとえば、「自治基本条例」「情報公開条例」「行政手続条例」は、政策立案への市民参画を促す条例改正の代表的なものである。

しかしながら、平成 24 (2012) 年に「スポーツ基本計画」が策定されたとはいえ、都道府県や市区町村レベルの「地方スポーツ推進計画」の立案・策定は、想定していたほど進まなかった。その理由には、スポーツ行政が、長年の中央集権によって規制順守を自己目的化した組織体質が残っていることがあげられる。すなわち、スポーツ行政そのものの体制内部に、スポーツ享受層である市民の立案参画をスムーズに進めていく条件が整っているとはいえないからである。

こうした課題を克服するため、地方行政の非弾力的体質を是正し、市民参画にもとづいた政策立案の創出を目指すガバナンス論が注目されている。ガバナンス論は、企業の組織内統治（コーポレート・ガバナンス）を主たる研究対象にしてきたが、地方行政の緊縮財政が本格化した 1990 年代には地方行政が中心になった統治（ローカル・ガバナンス）に対して、コミュニティ組織や NPO などの市民が中心になった統治（コミュニティ・ガバナンス）の必要性が盛んに言われるようになった。

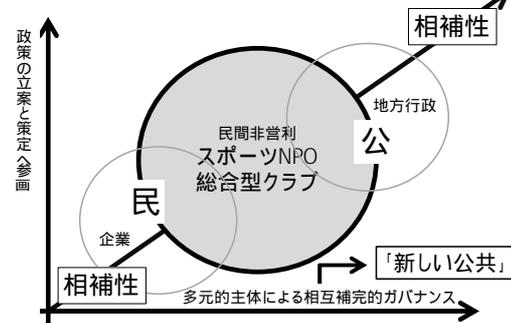
しかしながら、スポーツの推進を対象にしたコミュニティ・ガバナンスは、実践的成果も研究成果も十分ではない。その理由は、前述したように、スポーツ行政そのものの体制内部において、実質的にコミュニティ・ガバナンスを機能させるだけの条件が整っていないからである。それとは別に、旧来型の民間スポーツ組織の非弾力的な体質も理由であることは間違いない。このような硬直的なスポーツ行政や民間スポーツ組織の課題克服に取り組む市民統治論の山本啓は、行政の統治（ローカル・ガバナンス）と市民の統治（コミュニティ・ガバナンス）、企業の参画（コーポレート・ガバナンス）の三者が、相補性にもとづいて新たなガバナンスを構築していく「コ・ガバナンス（co-governance）」の必要性を提唱した（山本，2008）。言い換えれば、公的セクター（地方行政）、民間非営利セクター（NPO やコミュニティ組織等）、民間営利セクター（企業）

が、互いの強みや弱みを相互に補完し合いながら、政策立案過程に参画していくことを意味している。

こうした研究動向は国外でも盛んであり、英国のコミュニティ組織を研究する Gerry Stoker は「ネットワークされたコミュニティ・ガバナンス」が、コミュニティ組織や NPO といった地域住民の「多様なステイクホルダーをひきよせるアンブレラ」の役割を果たすことに期待している（Stoker, 2004）。

本研究では、公的セクターや民的セクターといった多元的主体が相補性の原理にもとづいて、政策を立案し、同時に権限や責任の分担を各セクターが明確に担っていくことのための研究成果を公表することが重要であると考えた。そこで本研究の推のコンセプトを図 1 のように図式化した。

図1. 本研究計画の基本コンセプト：民と公の相補性



(2) 二つ目の研究開始当初の背景は、1990 年代から劇的な変容を遂げた情報社会の到来である。平成 7 (1995) 年には、ウィンドウズ 95 というオペレーションシステム（OS）ソフトが開発され、その 3 年後の平成 10 (1998) 年には、ウィンドウズ 98 に進化した OS ソフトの登場によって、家庭用情報通信インフラは急速に進展した。時期を同じくして、平成 7 (1995) 年度には、文部省（現在の文部科学省）の生涯スポーツ施策の柱となった総合型地域スポーツクラブ育成モデル事業がスタートし、平成 10 (1998) 年には特定非営利活動促進法（以下、NPO 法）が制定されている。情報社会によるコミュニケーションの質的変容から期待される市民社会の到来、NPO 法による市民参画型政策立案への期待、そして地域住民の主体的な設立と運営を目指す総合型地域スポーツクラブ（以下、総合型クラブ）の施策展開は、スポーツ界における市民参画型社会の到来を決定づける社会変容であったと言える。

2. 研究の目的

本研究では、前述した研究開始当初の背景 (1)(2) を受けて、総合型クラブの育成支援を文部科学省でもなく、また国内最大の民間スポーツ統括組織である公益財団法人日本体育協会（2018〔平成 30〕3 月に公益財団法人日本スポーツ協会へ名称変更、以下、日体協）でもない民間非営利組織、いわば NPO 法人と

して総合型クラブの中間支援活動をおこなってきた情報ネットワーク型支援 NPO(以下、支援 NPO) を分析対象とし、次のような2つの研究目的を設定した。

(1)一つ目の研究目的は、支援 NPO そのものの活動が、スポーツの政策立案に参画する市民的意思を生み出す出発点になることを解明することであった。すなわち、ここでいう市民的意思とは、スポーツの公共圏の創出である。

総合型クラブの育成支援活動では、民間スポーツ統括組織の日体協が中心となって中間支援活動を展開していた。しかしながら、民間とはいえ、日体協は100年有余年の歴史を有するスポーツ組織であり、これまでの組織史が抱える体制の硬直化は、非弾力的な運営を生み出し、そのことが市民参画を困難な状況へ陥れたことは免れない。そこで本研究では、従来型の中間支援組織の限界を乗り越えるべく、情報通信インフラを活用した支援 NPO の可能性に着目し、こうした支援 NPO が市民参画の出発点でもある私的個人の自由な自己表出を可能にしていたことを明らかにした。その上で、私的個人をつなぐ「仲立ち」や「コーディネート」(内閣府, 2002)といった支援 NPO の中間支援事業が、新たな公共圏の創出につながっていたことを明らかにした。具体的には、支援 NPO が、私的個人の自由な自己表出から、どのようなプロセスを通じて、公的な意思をもつ市民的地位の獲得に手助けをしてきたのか。また、このような市民らによる公的な意思と支援 NPO のアソシエーション的行動が、どのように拡大をし、公共圏の創出につながっていくのか、そして最後に、創出された公共圏は、スポーツ組織論やスポーツ政策論の脱構築において、どのように意味づけることができるのかを明らかにした。

(2)二つ目の目的は、支援 NPO と日体協の中間支援活動との間において、この二つの組織の対立的・敵対的な構図を説明するのではなく、総合型クラブの育成推進という理念に向かって相補的關係性をつくっていたことを明らかにすることである。そして、その関係は、スポーツの公共圏を創出する意義を有していたことを明らかにすることでもあった。

こうした目的に対する重要な先行文献の一つとして、本研究ではメルッチの「新しい社会運動論」(メルッチ, 1997)とラクラウとムフの「ラディカル・デモクラシー論」(ラクラウ, 2002a, 2002b, 2002c, 2014; ラクラウ・ムフ, 2012)を取り上げ、その主要論点を援用した。とりわけ本研究では、日本スポーツ界の中心的役割を担う民間スポーツ統括組織の日体協と日体協の「外部」で総合型 SC の育成支援を担った支援 NPO を「公」や「私」の領域から独立した「民」の領域として捉えた上で、この2つの「民」の相補的關係性を実践フィールドから解釈すること

によって、それが公共圏の創出要件として重要な視点であることを明らかにすることを目的とした。

3. 研究の方法

本研究における前述した二つの目的(1)(2)は、総合型クラブ研究を「地域社会論」から「市民社会論」へ認識論的移行を試み、その認識論からスポーツ組織論やスポーツ政策論の研究アプローチへも転換できることを前提としたものである。筆者は、総合型クラブをめぐる地域社会論の陥穽を図2のよう

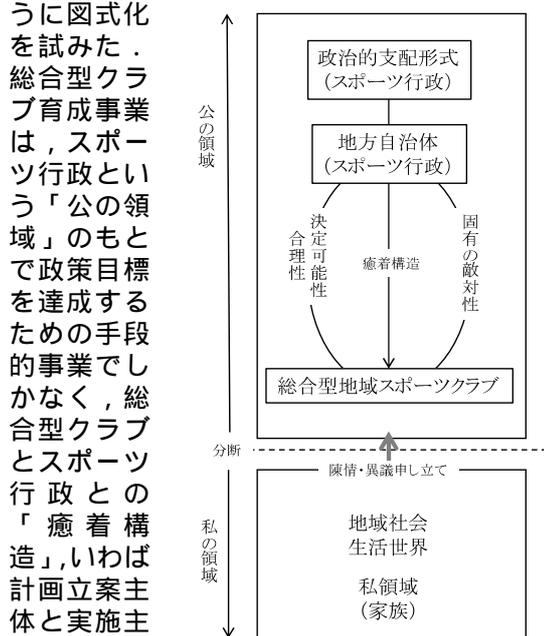


図2. 地域社会論の分析フレーム

菊幸一、スポーツ行政施策からスポーツプロモーション政策へ、菊幸一ほか編、現代スポーツのパースペクティブ、2006、pp.96-111、を参考に筆者が作図

ていたとした。したがって、「私の領域」であるスポーツ愛好者らの自己表出、いわばスポーツ環境の改善要求やスポーツ制度の変革要求が成立しにくいことを表している。「公」と「私」の関係が「分断」している状況を生み出しているのだ。したがって、「癒着構造」の「公の領域」に対して、スポーツ愛好者側の論理を訴求すれば、「私の領域」は、地域生活の構造的な安定性こそ重要であるという論理が前にやすい。すなわち、政策が地域生活という生活基盤とかけ離れた内容になっているとして批判することを可能にするのである。地域社会論は、地域社会が総合型クラブに対して安定的な人的資源や組織資源を供給できることが優先され、地域社会の安定的な社会構造が期待される認識論なのである。

さらに佐伯(2014)は、「日本の社会では、『市民社会』イコール『地域社会』という幻想」が根強く残り、市民と地域住民を概念的に区別してこなかったと論じる。そして「スポーツを血縁・地縁のフレーム」で捉える地域社会論の呪縛から抜け出して、スポーツという「文化をえにしとして自由に人々がつな

がるネットワークの強さというものを、現代にどういうふうに作れるか」(佐伯, 2014, pp.43-49)といったスポーツ文化縁のフレームで捉える市民社会論を提唱している。

村上(2011)は、市民社会論とは「経済領域と政治領域の中間に位置づけられ、経済と政治をコントロールしうるものとして構想」され、「市民社会は自覚的な社会成員(=市民)による様々なアソシエーション」(村上, 2011, p.89)の現象から論じるものであるという。とりわけ、1990年代末、市民ボランティア団体や非営利組織・非政府組織のような新たな市民運動の広がりを受けて、「三層構造市民社会論」の論議が盛んになった。「社会を国家=市民社会=市場の三層構造」として捉え、国家と市場から独立した仲介的な領域で「国家や市場の暴走をコントロール」(村上, 2011, pp.93-94)するアソシエーション論への注目である。

また、佐藤(2007)は、市民社会論とは「国家権力から自由に、一定のルールにもとづく言論と活動(言説行為と実践行為)をとおして、私的個人が相互に自己を外に向かって表出」させ、「共通の関心や問題意識によって結び合う人々の関係のネットワークとして形成される<アソシエーション>」(佐藤, 2007, p.58)を論じるものであるという。このような主張を援用して、スポーツの市民社会論を論じるのであれば、スポーツ実践者の自由な自己表出を出発点にして、人々が共通の関心でつながるアソシエーション的行為の領域を、政治と経済から独立した仲介的な領域として分析しなければならない研究フレームが立ちあられるのである。

市民社会論からみたスポーツの公共圏は、「公の領域」から創出されるのではなく、民間スポーツ組織の活動から創出されるものであるとともに民間スポーツ組織間の関係性をつうじて創出されるものでもあることを前提としている。すなわち、民間スポーツ組織であっても、総合型クラブの中間支援活動における活動内容や活動手法は、「公の領域」に対峙する重要な「民の領域」から創出される公共圏であるという見方である。こうした見方を補完するものとして、本研究では、メルッチの「新しい社会運動論」とラクラウとムフの「ラディカル・デモクラシー論」を用いて提示することとした。

こうして本研究では、3つの分析フレームをあらかじめ確認した。一つは、スポーツ行政などの「公の領域」の限界に対して、無反応であった人々をつなぎ合わせ、「限界」を客観的に自覚化させる機能を有するのがNPOによる中間支援活動であるという分析フレームである。もう一つは、スポーツ行政等の非弾力性や硬直性の理由にあてはまる「困難」や「限界」を客観的に把握し、そこに克服すべき困難としての「敵」、いわば「敵対性」を浮かび上がらせることができる社会空間の創出プロセスを公共圏として読み解く

ことができるという分析フレームである。そして、最後に日体協をはじめとした民間スポーツ組織の中間支援活動を「動員」という社会運動概念として説明し、一方の支援NPOをはじめとした情報ネットワーク型の中間支援活動を「象徴的運動」という社会運動概念として説明することで、両者の「相補的關係性」を説明することが可能になるという分析フレームである。

以上のような3つの分析フレームを上記研究目的(1)(2)を読み解くための装置として位置づけた。そして、支援NPOと日体協の中間支援活動を1997(平成9)年12月から2007(平成19)年5月までの約9年半として支援NPOの理事会資料および諸活動、また日体協が展開した生涯スポーツ推進を目指した研究活動の内容や研究報告書の内容など、広範囲にわたって、分析フレームにあてはまる実践フィールドの収集と分析を行った。

4. 研究成果

研究目的(1)の結論

研究目的(1)は、市民社会論の理論的・方法論的フレームを提唱したメルッチの「新しい社会運動論」とラクラウとムフの「ラディカル・デモクラシー論」を援用することで、総合型SCの支援NPO創設から全国統括組織の発起人代表の人選まで、約9年半におよぶ実践フィールドを対象に、支援NPOとネットコミュニティのアソシエーション的行為を中間支援ネットワークNPOが創出した公共圏として意味づけることを試みた。

第一に、公共圏の創出は、「公の領域」における施策の決定可能性と合理性の矛盾を自覚化させる私的個人の自己表出が出発点であった。こうした私的個人は、仲介的な領域において展開されたアソシエーション的行為を通じて、自己再帰的形式を獲得し「公的市民」社会の一員となる個人化のプロセス、いわば「個人化のポテンシャル」を経ていくことが明らかとなった。

第二に、「公的市民」社会を構成するメンバーは、「個人化のポテンシャル」を通じて、スポーツの実践をめぐる世代や地域性、そして競技の特性に左右されることなく、「等価性の連鎖」にもとづいて拡大していくことが明らかとなった。

第三に、スポーツ行政の外部で展開されるアソシエーション的行為に対して、スポーツ行政が排他的なコントロールを強化すればするほど、「公的市民」社会を構成するメンバーによってスポーツ行政が有する「構造的な決定不可能性と固有の敵対性の未回復」が再定義され、新たな政治的「敵対性」の創出につながる事が明らかとなった。

第四に、公共圏は、学究的地位の代表性から市民的地位の代表性へといった「代表性の公的領域」において展開された「代表という仕組みの脱構築」のプロセスにおいて、新たな政治的「敵対性」が創出され、このことが

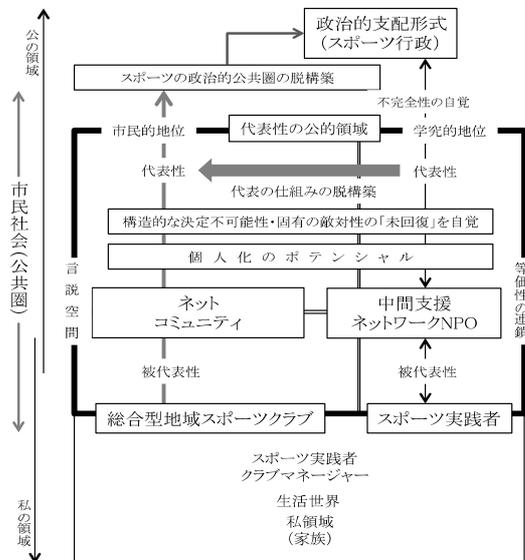


図3. 市民社会論の分析フレーム

次なる政治的局面の出発点であることを明らかにした。図3は上記4つの結論を図式化したものである。スポーツの市民社会(公共圏)が「言説空間」と「等価性の連鎖」を通じて創出されていることを表している。

研究目的(2)の結論

研究目的(2)は、日本スポーツ界の中心的役割を担う民間スポーツ統括組織の日体協と日体協の「外部」で総合型SCの育成支援を担った支援NPOを「公」や「私」の領域から独立した「民」の領域として捉えた上で、この2つの「民」の相補的關係性を実践フィールドから解釈することによって、それが公共圏の創出要件として重要な視点であることを明らかにした。その際、「新しい社会運動論」と「ラディカル・デモクラシー論」の「動員」と「象徴的運動」の概念を用いて論じた。

「公」の解除と「私」の抑制

メルッチ(1997)は、公共圏が創出される条件として、多様な人々の意見や行為が自由に表出できることが重要であるとした。ただし、自由とはいえ、個人のエゴイズムが無秩序に表出されることは避けなければならないとしている。本研究では、このことを「公」の解除、いわば行政の硬直的な仕組みや意思決定プロセスから解除されること、一方の「私」の抑制、いわば、エゴイズムを抑制し、自らの意思や行為が公共的意味を有していく条件が整っている状態であることの両側面の相補性を論じた。

以上を整理すると、日体協と支援NPOが展開した相補的關係性において創出される公共圏とは、国家社会を基盤とした「公」の意思、いわばスポーツ行政の官僚的・非弾力的な制度や慣習という「公」を解除できる「民」の意義を確認する社会空間:「動員」であり、それは同時に、利己主義的になりがちなエゴイズムの修正を促す「規範的原理」(ラクラウ, 2002c, p.98)を伴った「民」の創出:「象徴的運動」を意味するものではなかったのか、

という視点であった。

「動員」と「象徴的運動」の相補的關係性
日体協は、加盟組織の協力のもと積極的な調査研究活動を実施し、その成果をエビデンスとした生涯スポーツ・ビジョンや提言を公表することで、スポーツ行政の官僚的・非弾力的な政策優位性を払拭し、スポーツの既存制度や慣習の制約から解除可能な情報資源を受容できる「動員」の役割を果たしていた。一方の支援NPOはニュースレターを創刊することで総合型SC関係者らに対して「下から」の声を発信する当事者であることの必要性を呼びかけ、そうした声を広く流通させる「象徴的運動」の役割を果たしていた。

「動員」と「象徴的運動」の創造的対立

toto 助成といった新たなスポーツ財源制度のスタートは、総合型SCに求められる理念やその社会的役割に再定義を求める重要な情報資源を生み出し、その施策は日本スポーツ界の転換期をも意味するものであった。とりわけ、独立行政法人日本スポーツ振興センターによる toto 助成に係る実施業務は、官僚的・非弾力的な行政施策イメージが残っていたことは否定できない。このため日体協は、総合型SCへの toto 助成配分に対して、そのコーディネーター的な役割を果たすと同時に「中央研究班」を創設し、「公」の施策イメージからの解除を促す「動員」の役割を果たしていたと考えられる。

「動員」と「象徴的運動」の両義性

日体協内に新設された育成課では、既存の組織統括性を活用して情報資源を合理的に関係者らに流通し共有化できる体制を整え、国家社会を基盤とした「公」の領域から一旦解除されるような「動員」の役割を遂行していた。これに対して、支援NPOは「政策提言と世論形成」という新ミッションを公表し、政策提言に有効な情報資源を集約できる機能を情報通信インフラ内に再設計していく。具体的には、モニター制度やデータベース機能を開発し、「動員」によって流通する情報資源のうち政策提言に有効な情報資源を集約できる体制を整える「象徴的運動」の役割を果たしていた。

このような「動員」と「象徴的運動」は、公共圏の創出要件の視点から捉えることができた。日体協の組織統括性を活用した合理主義的な情報資源の伝達と、その共有を促す「動員」に対して、こうした既定の理性的手法を一旦解放し、この手法自体を問題視する「民」としての言説行為やアソシエーションの行為を併せて捉えることによって公共圏の創出を論じることができるのである。このような「動員」と「象徴的運動」の相補的關係性は、スポーツの公共圏が立ち現れる重要な「民」と「民」の關係性であると言える。

こうした「民」の相補的關係性は、スポーツ市民らの純粋なスポーツ欲求が政策形成へ影響を及ぼす意思へ転じていく可能性として論じることができる。そのためには、複

数の「民」を研究対象として、各々の「民」の創設に至る経緯と組織イデオロギーにもとづいて、複数の「民」の集成的・政治的行為の合意に至る共通事項を明らかにすることである。そうした合意の連鎖が「ヘゲモニー的形体」の創出基盤となる「市民的公共圏」であることを確認していく必要がある。

〔付記〕

本報告書は、本研究の成果を公表した次の2つの学術論文の本文の一部を引用した構成となっている。したがって、詳細な研究成果は、次の2つの論文を参照されたい。

研究目的(1)の成果は「水上博司,黒須充,総合型地域スポーツクラブの中間支援ネットワーク NPO が創出した公共圏. 体育学研究, 2016, 61: 555-574」である。研究目的(2)の成果は、「黒須充, 水上博司, 公益財団法人日本体育協会と情報ネットワーク支援 NPO の相補的關係性: 「動員」と「象徴的運動」の関係から創出される公共圏をめぐって. 体育学研究, 2017, 62: 491-510」である。

文献

- 菊幸一 (2000) 地域スポーツクラブ論: 「公共性」の脱構築に向けて. 近藤英男ほか編, 新世紀スポーツ文化論 (体育学論叢 4). タイムス, pp. 86-104.
- 菊幸一 (2001) 体育社会学からみた体育・スポーツの「公共性」をめぐるビジョン. 体育の科学, 51 (1): 25-29.
- 黒須充, 水上博司 (2017), 公益財団法人日本体育協会と情報ネットワーク支援 NPO の相補的關係性: 「動員」と「象徴的運動」の関係から創出される公共圏をめぐって. 体育学研究, 62: 491-510.
- ラクラウ: 竹村和子・村山敏勝訳 (2002a) アイデンティティとヘゲモニー. パトラーほか編, 偶発性・ヘゲモニー・普遍性: 新しい対抗政治への対話. 青土社, pp. 67-121.
- ラクラウ: 竹村和子・村山敏勝訳 (2002b) 普遍性の構築. パトラーほか編, 偶然性・ヘゲモニー・普遍性: 新しい対抗政治への対話. 青土社, pp. 371-403.
- ラクラウ: 青木隆嘉訳 (2002c) 脱構築・プラグマティズム・ヘゲモニー. ムフ編, 脱構築とプラグマティズム: 来たるべき民主主義. 法政大学出版局, pp. 91-130.
- ラクラウ・ムフ: 西永亮・千葉眞訳 (2012) 民主主義の革命: ヘゲモニーとポスト・マルクス主義. 筑摩書房.
- ラクラウ: 山本圭訳 (2014) 現代革命の新たな考察. 法政大学出版局.
- メルッチ: 山之内靖ほか訳 (1997) 現代に生きる遊牧民: 新しい公共空間の創出に向けて. 岩波書店.
- 水上博司・黒須充 (2016) 総合型地域スポーツクラブの中間支援ネットワーク NPO が創出した公共圏. 体育学研究, 61: 555-574.
- 水上博司・黒須充 (2017) スポーツの公共圏

を創出するアソシエーション論: スポーツの民意反映のために. 体育の科学, 67(1): 22-27.

村上俊介 (2011) 市民社会論の今日的論点: 経済過程からの遊離か, それへの投錨か. 専修経済学論集, 45(3): 89-102.

内閣府大臣官房市民活動促進課 (2002) 平成13年度中間支援組織の現状と課題に関する調査. 内閣府 NPO ホームページ. (参照日: 2016年4月30日)

佐伯年詩雄 (2004) 現代企業スポーツ論: ヨーロッパ企業のスポーツ支援調査に基づく経営戦略資源としての活用. 不昧堂出版.

佐藤慶幸 (2007) アソシエーティブ・デモクラシー: 自立と連帯の統合へ. 有斐閣.

Stoker, Gerry (2004) Transforming Local Governance: From Thatcherism to New Labour, Basingstoke and New York,

山本啓 (2008) ローカル・ガバメントとローカル・ガバナンス, 法政大学出版局.

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計4件)

黒須充, 水上博司, 公益財団法人日本体育協会と情報ネットワーク支援 NPO の相補的關係性: 「動員」と「象徴的運動」の関係から創出される公共圏をめぐって. 体育学研究, 2017, 62: 491-510. 査読有.

水上博司, 黒須充, スポーツの公共圏を創出するアソシエーション論: スポーツの民意反映のために. 体育の科学, 2017, 67(1): 22-27. 査読無.

水上博司, 黒須充, 総合型地域スポーツクラブの中間支援ネットワーク NPO が創出した公共圏. 体育学研究, 2016, 61: 555-574. 査読有.

水上博司, これからのスポーツ推進委員の役割: 地域社会論から市民社会論へ. みんなのスポーツ, 第 422 巻, 2016, pp. 12-14. 査読無.

〔図書〕(計2件)

水上博司, 黒須充, 総合型地域スポーツクラブ: 認定 NPO 法人クラブネットワークの中間支援活動. 特定非営利活動法人子ども NPO センター編, 子ども NPO 白書. 2015, pp. 164-167. 査読無.

水上博司, 総合型地域スポーツクラブのイノベーション: 「寄付金志向」のファンディングと認定 NPO へのチャレンジ. 黒須充, 水上博司編著, 創文企画, スポーツ・コモンズ: 総合型地域スポーツクラブの近未来像. 2014, pp. 165-181. 査読無.

6. 研究組織

(1) 研究代表者

水上 博司 (MIZUKAMI Hiroshi)
日本大学・文理学部・教授
研究者番号: 9 0 2 4 2 9 2 4